

共有すべき事例

2019年 No.12 事例1 疑義照会に関する事例

事例

【事例の内容】

定期薬のアレンドロン酸錠35mg「テバ」を処方された患者が、同成分のボナロン点滴静注バッグ900μgの手帳を携帯していることがわかった。内容を確認すると、2か月前から他の医療機関（整形外科）にてボナロン点滴静注バッグ900μgを4週に1回投与されていた。処方医に疑義照会した結果、アレンドロン酸錠35mg「テバ」が削除になった。

【背景・要因】

お薬手帳にはボナロン点滴静注バッグ900μgが投与された記録はなかった。患者はボナロン点滴静注バッグ900μgの手帳を他の医療機関（整形外科）から渡されていたが、お薬手帳とは別に管理していたため、処方医や薬局には見せていなかった。

【薬局が考えた改善策】

お薬手帳だけでなく、患者の治療に関する指導箋や手帳についても確認を行う。

その他の情報

骨粗鬆症の治療を記録できる手帳や患者指導箋などの参考例

- 「コツコツ丈夫にいいほね手帳 ボナロン点滴静注バッグ900μgの点滴を受けた患者さんへ」（帝人ファーマ株式会社）
- 「ボンビバ静注患者様手帳」（大正製薬株式会社）
- 「プラリアサポート手帳 骨粗しょう症」（第一三共株式会社）

事例のポイント

- 骨粗鬆症の治療は内科や整形外科などの複数の診療科で行われることや、近年、作用機序の異なる様々な薬剤の投与が可能になったことから、成分や薬効が重複する薬剤が処方される可能性が高くなっている。
- 外来で投与する注射薬は、お薬手帳に記録されないことが多い。また、製薬企業が提供している骨粗鬆症治療薬に関する患者指導箋などを患者に渡している医療機関もあるが、それを薬局で提示する患者が少ないため、投与された注射薬を薬局の薬剤師が把握することは難しい。
- 骨粗鬆症の治療が有効かつ安全に実施されるためには、処方される内服薬だけでなく外来で投与される注射薬についても一元的に管理する必要がある。患者に投与されるすべての薬剤の情報をお薬手帳に集約し、患者や医療機関、薬局で情報を共有することが重要である。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2019年 No.12 事例2 疑義照会に関する事例

事例

【事例の内容】

患者にシダキュアスギ花粉舌下錠 5,000 JAUが処方された。シダキュアスギ花粉舌下錠 5,000 JAUは受講修了医師でないため、処方できないため、医療機関に確認した。処方した医師が受講修了医師ではないことがわかり、処方が削除になった。

【背景・要因】

患者は、前回まで、かかりつけ医からシダキュアスギ花粉舌下錠 5,000 JAUの処方を受けていた。今回は、患者の依頼により、かかりつけ医とは別の医師がシダキュアスギ花粉舌下錠 5,000 JAUを処方した。

【薬局が考えた改善策】

今後も、薬剤の適正使用の観点から確認する必要がある事項の監査漏れがないよう努める。例えば、劇薬であるコンサータ錠であれば、管理システムに登録された薬剤師のいる薬局において、調剤前に処方医・医療機関・患者が管理システムに登録されていることを確認することが広く認知されているが、劇薬だけでなく普通薬のなかにも確認が必要な薬剤があることを知っておく。

その他の情報

シダキュアスギ花粉舌下錠 2,000 JAU / 5,000 JAU

○添付文書（一部抜粋）

【警告】本剤は、緊急時に十分に対応できる医療機関に所属し、本剤に関する十分な知識と減感作療法に関する十分な知識・経験を持ち、本剤のリスク等について十分に管理・説明できる医師のもとで処方・使用すること。薬剤師においては、調剤前に当該医師を確認した上で調剤を行うこと。

○インタビューフォーム（一部抜粋）

X. 管理的事項に関する項目

4. 薬剤取扱い上の注意点

(3) 調剤時の留意点について

本剤を調剤する場合、薬剤師は調剤前に以下を確認すること。

- ・処方医師が「受講修了医師」であることの確認（①医師名又は鳥居薬品舌下免疫療法薬 受講修了医師番号、②医療機関名）を鳥居薬品舌下免疫療法薬 登録医師確認窓口（コールセンター又は確認用サイト）にて行うこと。

事例のポイント

- 減感作療法薬（アレルゲン免疫療法薬）であるシダキュアスギ花粉舌下錠やシダトレンスギ花粉舌下液、アシテアダニ舌下錠、ミティキュアダニ舌下錠は、処方医が「受講修了医師」であることを確認したうえで調剤を行わなければならない。
- 医療用医薬品には限られた医師しか処方できない薬剤があることを踏まえ、該当する薬剤をあらかじめ把握しておくことが望ましい。それらの薬剤を調剤する際は、添付文書やインタビューフォームを熟読し、薬剤師に求められている確認を怠らない。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2019年 No.12 事例3 一般用医薬品等の販売に関する事例

事例

【事例の内容】

チラーゼンS錠を服用している患者がザ・ガードコーワ整腸錠 α^3+ を購入した際、販売スタッフにチラーゼンS錠と一緒に飲んでよいかどうかを尋ねた。販売スタッフが調剤室にいるアルバイトの薬剤師に確認したところ、薬剤師は整腸剤であるから飲んでよいと判断した。翌日、購入者が薬剤の注意書きに「甲状腺機能障害の診断を受けた人は薬剤師に相談すること」と書かれているのを見て心配になり、来局した。ザ・ガードコーワ整腸錠 α^3+ には沈降炭酸カルシウムが配合されているため、チラーゼンS錠の吸収が悪くなる可能性があることから、チラーゼンS錠とザ・ガードコーワ整腸錠 α^3+ を同時に服用しないよう患者に説明した。

【背景・要因】

販売時、アルバイトの薬剤師以外にも常勤薬剤師が2名勤務していたが、二人とも患者に薬剤を交付中であつた。販売スタッフに声をかけられたアルバイトの薬剤師は薬剤の鑑査を行っていたため、当該患者の薬剤服用歴やザ・ガードコーワ整腸錠 α^3+ の添付文書を確認せずに回答した。整腸剤なので問題ないと思い込んでいた。アルバイトの薬剤師が日頃勤務している薬局では、一般用医薬品の販売をほとんど行っていない。

【薬局が考えた改善策】

医療用医薬品を服用している患者に一般用医薬品を販売する際は、当店で調剤を行っている患者であるかどうかを薬剤服用歴で確認し、添付文書等の確認を行い、購入した薬剤を記録することを薬局内で再確認した。薬剤師や販売スタッフを対象に、一般用医薬品等と医療用医薬品の併用に関する研修会を定期的に開催する。

その他の情報

ザ・ガードコーワ整腸錠 α^3+ の添付文書（一部抜粋）

【使用上の注意】

■相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください
(3) 次の診断を受けた人。腎臓病、甲状腺機能障害

チラーゼンS錠12.5 μ g/25 μ g/50 μ g/75 μ g/100 μ gの添付文書（一部抜粋）

【使用上の注意】

3. 相互作用 [併用注意] (併用に注意すること)

薬剤名等：コレスチラミン、コレスチミド、鉄剤、アルミニウム含有制酸剤、炭酸カルシウム、炭酸ランタン水和物、セベラマー塩酸塩、ポリスチレンスルホン酸カルシウム、ポリスチレンスルホン酸ナトリウム
臨床症状・措置方法：同時投与により本剤の吸収が遅延又は減少することがあるので、併用する場合には本剤との投与間隔をできる限りあけるなど慎重に投与すること。

事例のポイント

- 要指導医薬品および一般用医薬品を販売する際は、販売する薬剤に含まれている成分を把握したうえで、購入者の病歴や併用薬等を確認し、適切な販売を行うことが基本であり、手順書に定め、遵守することが重要である。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>